



## 東大阪市と一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクトとのパートナーシップ協定

東大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクト（以下「乙」という。）は、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、東大阪市域における孤独や社会的孤立に寄り添う相談支援の充実および青少年の健全育成を目的として甲及び乙が実施している事業をより円滑に進めるため、双方が持つ資源や特長を生かしながら連携協力する。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、相互に情報及び意見の交換に努め、具体的な取組み内容に関しては都度協議の上、決定するものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲と乙は、前条の連携事項に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲と乙が協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 包括連携協定を本協定と読み替え、東大阪市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第9条の規定を準用する。

### （反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

（1）自らが「東大阪市暴力団排除条例」に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと

(2) 反社会的勢力であると知り得たものとの関係を一切遮断していること

(3) 将来にわたり、反社会的勢力であると知り得たものとの関係を遮断すること

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年2月26日

甲 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市

代表者 東大阪市長 (自署)

乙 大阪市中央区天満橋京町1番27号ファラン天満橋5階53号室  
一般社団法人ひとりぼっちにさせへんプロジェクト

代表理事 (自署)